

協働型町民活動促進事業 補助金の活用について

住民協働のまちづくりを推進するため、町内にある各種団体が実施する公益性のある活動の費用に対し、町から団体への補助金交付制度を設けています。

対象団体

町内に活動拠点、事務所等を有する5人以上の団体（構成員の過半数以上が町民の団体）

補助金の対象経費等

- ・事業で必要となる消耗品費や備品購入費等（※事業費から会費等の特定財源を引いた上で最大10分の10の金額を補助）
- ・団体運営費3万円（最長3年）
- ・町施設の使用料（この補助金の対象となる事業の実施に必要なもののみ無料）

これら以外の交付条件や活用事例について、詳しくは町HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

☎企画DX課 ☎388-1113

詳しくは
こちら▶



令和8年経済センサス-活動調査にご協力ください

総務省・経済産業省では、令和8年6月1日現在で「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します。

この調査は、全産業分野の事業所・企業の経済活動の実態を把握するための調査です。

4月から、国から調査対象事業所へオンライン回答に必要な調査書類が郵送されますので、調査にご協力をお願いします。

☎企画DX課 ☎388-1113

令和8年度における夜間飛行訓練

岐阜基地では下記のとおり夜間飛行訓練を実施します。航空機騒音によりご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

実施日 毎週火曜日（予備：水曜日及び木曜日）

時間帯 午後5時～午後8時

☎航空自衛隊岐阜基地渉外室

☎382-1101（内線2271）

固定資産価格が縦覧できます

固定資産税の納税者の方が、自己所有の土地や家屋の評価額を周辺の土地・家屋と比較し、価格の適正さを「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。

期間 4月1日（水）～30日（木）（土日・祝日を除く） **時間** 午前8時30分～午後5時15分

場所 役場1階 税務課

対象 ・固定資産税（土地・家屋）の納税者 ・納税者の同居の親族 ・納税者の代理人

持ち物 ・本人または本人と同居の親族であることが証明できるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証など）

・委任状（代理人の場合）

※個人情報（所有者、課税標準額、税額）は縦覧の対象ではありません。

※償却資産は縦覧対象外ですので、閲覧申請をする必要があります。

※縦覧期間以外は「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の公開は一切できません。

☎税務課 ☎388-1112

10年保証

総合建設業

安藤建設株式会社

☎058-388-0077

☎058-387-1515

お気軽にお問い合わせください。

住宅性能保証制度登録店

従業員大募集

予 消防 犯

株式会社三田防災

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2

TEL 058-388-0607

☎0120-119-073

消防設備・防災用品・防犯設備